

IP通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2020年12月25日現在

～2021年1月30日

2021年1月31日～

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編

附 則（令和2年5月28日A P S 1 サ第00653965号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年6月30日から実施します。

（経過措置）

2 [この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第2種ドットフォンサービス（タイプ2に係るものに限りま](#)
[す。）に関する料金その他取扱いについては、なお従前のと](#)
[おりとします。](#)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編

附 則（令和2年5月28日A P S 1 サ第00653965号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年6月30日から実施します。

（経過措置）

2 [削除](#)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

～2021年1月30日	2021年1月31日～
	<p><u>附 則（令和2年12月16日 A P S 1 第00724240号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年1月31日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 A P S 1 第00653965号（令和2年5月28日）の附則2を、令和3年1月31日をもって削除します。</u></p> <p><u>ただし、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している契約（第2種ドットフオンサービス（タイプ2に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）を直ちに解除できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで解除日について当社所定の書面により合意できているときは、令和3年3月31日を期限として、その契約に係わる取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>